

## 資本・人的関係の判定基準

### 1 趣旨

この基準は、本市が発注する建設工事及び建設工事に係る業務委託並びに物品調達等において、公正な入札等を執行するため、競争の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係（以下「資本・人的関係」という。）の判定に係る基準について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 判定基準

資本・人的関係とは、次の各号のいずれかの関係に該当するものをいう。

#### (1) 資本関係

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### (2) 人的関係

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合（会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。）

(ア) 株式会社（特例有限会社を含む。）の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ロ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ハ) 組合の理事

(ニ) その他業務を執行する者であつて、(ア)から(ハ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の競争の適正さが阻害されると認められる関係

ア 複数の法人又は個人により構成される組合等とその構成員の関係にある場合

イ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にあつて、その者の住所地が同一の場合

ウ 一方の会社等の代表権を有する者から契約権限を委任された者（以下「受任者」という。）が、他方の会社等の役員又は受任者を現に兼ねている場合

エ 一方の共同企業体の構成員と他方の共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係等がある場合

オ その他(1)又は(2)と同視しうると認められる関係にある場合

附 則（令和元年 9 月 20 日決裁）

この基準は、令和元年 10 月 1 日から適用する。